

留寿都村 公共施設等総合管理計画

概要版

平成29年3月策定

令和5年1月改定



北海道留寿都村

目次

第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画期間	2
5. 対象施設	2
第2章 公共施設等の現状と課題	3
1. 建築系公共施設の現況	3
2. インフラ系施設の現況	4
3. 公共施設等の管理上の課題	5
第3章 公共施設等の将来更新費用の算定	6
1. 将来更新費用の算定方法と前提	6
(1) 基本的な考え方	6
(2) 対象施設について	6
(3) 前提条件	6
2. 将来更新費用の試算	7
(1) 公共施設等全体の将来更新費用	7
(2) 建築系公共施設の将来更新費用	8
(4) インフラ系施設の将来更新費用	9
第4章 公共施設等全体の管理に関する考え方	14
1. 基本の方針	14
2. 整備・管理に関する考え方	14
3. 実施方針	16
(1) 点検・診断等の実施方針	16
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	16
(3) 安全確保の実施方針	17
(4) 耐震化の実施方針	17
(5) 長寿命化の実施方針	18
(6) 統合・廃止等の実施方針	19
(7) 管理の実施体制の実施方針	20
(8) 対策の実績	20
第5章 公共施設等総合管理計画の実施体制	21
1. 情報管理と推進体制の構築	21
2. 個別施設計画の策定	22
3. 財政との連携	22

4. 地方公会計の活用.....	22
5. フォローアップの実施方針.....	23
6. 村民との協働.....	24
第6章 施設類型別の管理に関する考え方.....	25
1. 建築系公共施設の管理に関する基本的方針.....	25
(1) 学校教育系施設.....	25
(2) 公営住宅.....	25
(3) 村民文化系施設.....	25
(4) 社会教育系施設.....	25
(5) スポーツ・レクリエーション系施設.....	25
(6) 産業系施設.....	25
(7) 子育て支援施設.....	26
(8) 保健・福祉施設.....	26
(9) 医療施設.....	26
(10) 行政系施設.....	26
(11) 供給処理施設.....	26
(12) その他施設.....	26
2. インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針.....	27
(1) 道路.....	27
(2) 橋りょう.....	27
(3) 上水道・上水道施設.....	27
(4) 下水道・下水道施設.....	27
(5) 街路灯・防犯灯.....	27
(6) その他のインフラ施設.....	28

第1章 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景

公共施設等（建築系公共施設、インフラ系公共施設）は私たちの暮らしにうるおいや便利さを与え、生活に豊かさを感じさせてくれるものです。

しかし、公共施設等を建設し、維持運営していくためには想像以上のコストがかかります。

これまで、地方公共団体においては、昭和40年代以降に、人口増加や住民ニーズの多様化に対応するため、学校や公民館、コミュニティセンター等のハコモノをはじめ、道路や上下水道等のインフラを含めた公共施設の整備を進めてきましたが、初期に建設された公共施設は既に40～50年を経過し、物理的な限界に近づいています。

そして、これらの老朽化が進行している公共施設等については、近い将来、或いは既に現時点で、改修や更新の時期が一気に訪れ、多額の事業費が必要となります。

また、今後、人口減少や少子化と高齢化が同時進行することが見込まれており、それらに伴う住民ニーズの変化への対応も必要となります。従来と同じ考え方で公共施設の整備を続けていけば、他の行政サービスにも影響を及ぼしかねません。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25（2013）年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25（2013）年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。

このため、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設のマネジメントに向けて「公共施設等総合管理計画」の策定に着手して、総合的な視点で限られた資産を有効に活用し、計画的な維持管理や長寿命化などによって、財政負担の平準化を図る検討を進めることが求められています。

本計画の策定から数年が経過していること、また、既に策定した個別施設計画の内容を反映させ、「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」の改訂（令和4（2022）年4月1日付け総財務第43号通知）に沿った計画とする必要があることから、この度これを「留寿都村公共施設等総合管理計画（令和5年1月改定）」として改定しました。

2. 計画策定の目的

本村では、これまで、建物の適切な維持管理や修繕、耐震化の取組を進めてきていますが、この度、建物やインフラを含めた、公共施設等全体を取り巻く環境や現状を総合的に把握するとともに、長期的な観点から、維持管理、更新にかかる費用の縮減や財政負担の平準化等に向けた方針を整理し、公共施設等の維持管理の最適化に向けた取組を進めるため、「留寿都村公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、公共施設等について本村を取り巻く課題に対し、その対策を検討し、次世代が安全・安心な公共施設等を受け継ぐことができるむらづくりを進めていくためのものです。

3. 計画の位置付け

公共施設等は、各々の管理だけではなく、村が保有する公共施設等全体を捉えて戦略的に維持・管理していくことが必要であるため、本計画では、最上位計画である「第6次留寿都村総合計画」をはじめとする、村の関連計画との整合を図り、公共施設等の維持・管理についての基本的な方向性を示すものです。

4. 計画期間

公共施設等においては持続性や耐久性など中長期的な観点が必要であることから、平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間を計画期間とし、中間年の令和 9（2027）年度に見直しを行うものとしします。

また、財政状況や制度、社会情勢等の変化など、必要に応じて柔軟に計画の見直しを行うものとしします。

5. 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、本村が保有する公共施設等のうち、建築系公共施設とインフラ系施設（道路、橋りょう、上水道、下水道、街路灯・防犯灯）としします。

また、建築系公共施設の分類については次ページの表のとおりとしています。

第2章 公共施設等の現状と課題

1. 建築系公共施設の現況

本計画が対象とする建築系公共施設の施設数は、158 施設、総床面積は 44,582 m²となり、村民一人当たり*の面積では 23.3 m²となっています。

このまま同量の建築系公共施設を保有し続けた場合、「留寿都村人口ビジョン」の推計人口に基づく村民一人当たりの床面積は、2035 年には 25.5 m²、2060 年には 27.8 m²までになると予想されます。村民一人当たりの床面積の増加に伴い、公共施設等の維持に係る村民の負担が大きくなっていくため、施設総量の適量化が必要になると考えられます。

施設大分類別の延床面積では、学校教育系施設が最も多く、次いで、公営住宅、供給処理施設となっており、この3つの分類の施設で施設全体の総床面積のうち約 60%を占めています。

※令和2年国勢調査1,911人での比較

建築系公共施設 施設大分類	施設数	延床面積 (m ²)	割合(%)
学校教育系施設	15	11,667	26.2
公営住宅	49	9,606	21.5
村民文化系施設	4	2,550	5.7
社会教育系施設	3	1,444	3.2
スポーツ・レクリエーション系施設	8	1,830	4.1
産業系施設	6	3,033	6.8
子育て支援施設	1	1,586	3.6
保健・福祉施設	2	1,385	3.1
医療施設	2	797	1.8
行政系施設	6	2,295	5.1
供給処理施設	21	4,307	9.7
その他施設	41	4,082	9.2
合計	158	44,582	100.0

2. インフラ系施設の現況

本計画が対象とするインフラ系施設は、道路、橋りょう、上水道、下水道、街路灯・防犯灯とし、その保有状況はそれぞれ以下のとおりとなっています。

① 道路

分類	実延長(単位:m)	面積(単位:m ²)
幹線一級村道	35,915	280,063
幹線二級村道	18,354	107,349
一般村道	63,825	352,746
一般道路合計	118,094	740,158
サイクリングロード	3,889	11,668

② 橋りょう

分類	橋梁数	実延長 (単位:m)	面積 (単位:m ²)
PC橋	11	88.3	415.6
鋼橋	10	172.1	1126.9
その他の橋	4	23.9	105.3
合計	25	284.3	1647.8

③ 上水道

分類	管径	延長(単位:m)
導水管	300mm 未満	7,891
送水管	300mm 未満	2,288
配水管	50mm 以下	36,953
	75mm 以下	38,991
	100mm 以下	15,218
	150mm 以下	27,112
	200mm 以下	46
合計	—	128,499

④ 下水道（農業集落排水を含む）

分類	施設	延長(単位:m)
塩ビ管	下水道	17,298
	農業集落排水	1,526
合計	—	18,824

⑤ 街路灯・防犯灯

分類	設置か所数	備考
街路灯	122 基	国道 230 号沿い
防犯灯	197 基	村道沿い・その他
合計	319 基	

3. 公共施設等の管理上の課題

本村における公共施設等の整備状況から、今後は、大規模な改修や更新の時期が継続的に発生すると見込まれます。昨今の厳しい財政的制約の範囲内において、いかに計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

また、従来の官庁会計は、現金の支出を記録することを目的とした単年度会計であるため、公共施設等の建設から解体までに必要となる建設費、維持修繕費、解体費のほか、人件費などの施設の管理運営にかかる費用を含めたすべての生涯費用（ライフサイクルコスト）を把握することが困難な上、供用されている各年に発生している減価償却費などの非現金支出が資産の状況に反映されないという課題があります。

今後は、公共施設等を用いた行政サービスの提供に係るすべてのコストを把握するとともに、保有する公共施設等の資産状況をきちんと把握した上で、適切な維持管理を行っていく必要があります。

第3章 公共施設等の将来更新費用の算定

1. 将来更新費用の算定方法と前提

将来更新費用の試算については、建築物については、公共施設等個別施設計画作成に使用した、文部科学省による「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフト」を、またインフラ施設については、総務省による更新費用試算ソフトをもとに改修された、「一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフト」に基づき算定しました。その概略は以下のとおりです。

(1) 基本的な考え方

将来の公共施設等の更新費用を推計するにあたり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等の様々な変動要因がある中で、地方公共団体の規模にかかわらず簡便に推計ができ、将来の財政運営の参考にできることを重視しています。

公共施設等の種類ごとに、耐用年数経過後に、現在と同じ量（面積、延長）で更新すると仮定し、「数量×更新単価」にて40年分を試算します。

(2) 対象施設について

本村が保有する学校教育施設、文化施設、庁舎等の建築系公共施設と道路、橋りょう、上水道、下水道、街路灯・防犯灯のインフラ系施設を費用算定の対象とします。

なお、建替えを想定していない文化財、河川（投資金額が少ないことと主な整備主体が国や県のため）、更新費用を負担しない施設（借り上げ施設等）は更新費用の推計の対象外となります。

(3) 前提条件

- ① 現在、本村が保有する公共施設等についてそれぞれ同じ面積、延長、設置数等で更新すると仮定します。
- ② 公共施設等の更新を迎える将来における物価変動率、落札率等は予想が困難であるため考慮しません。

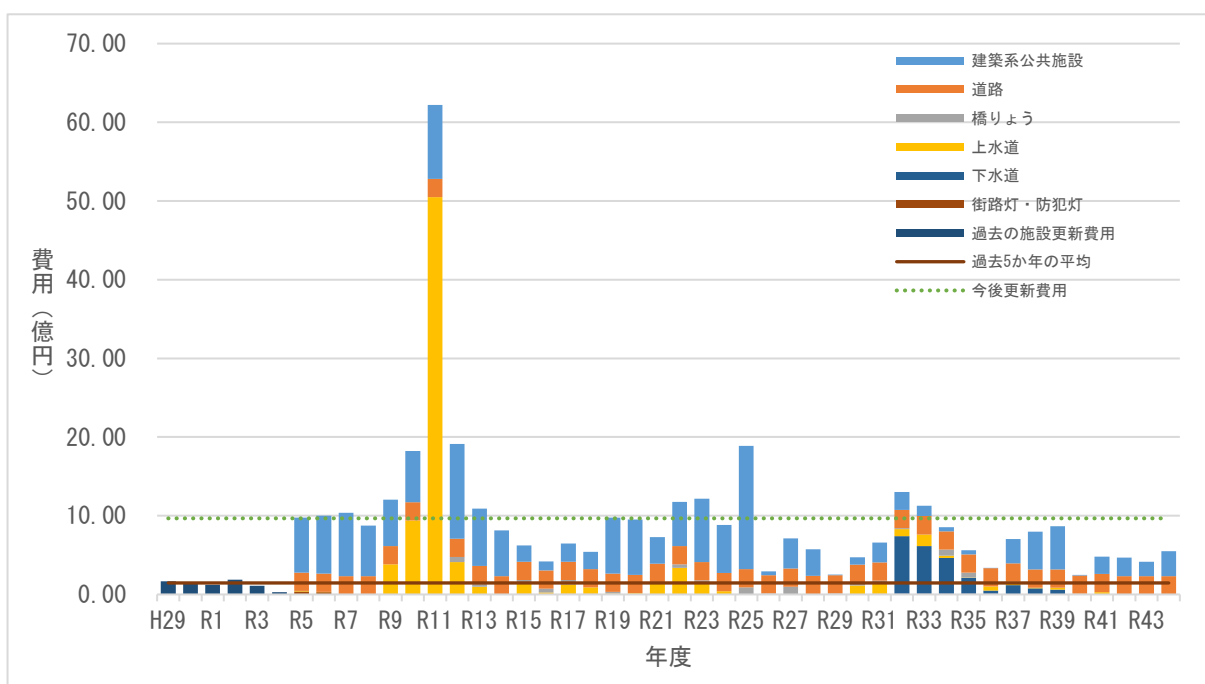
2. 将来更新費用の試算

(1) 公共施設等全体の将来更新費用

試算ソフトを使用し、このまま公共施設等（建築系公共施設、道路、橋りょう、上水道、下水道、街路灯・防犯灯）をすべて保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40年間で約386.9億円、年平均約9.67億円となります。これは、これまでにかけて投資的経費の過去5年間の平均と比較して、約6.6倍になります。

なお、上水道及び下水道に係る施設の更新費用は、建築系公共施設ではなく、それぞれ上水道・下水道の区分で試算しています。

【公共施設等全体の将来更新費用推計】



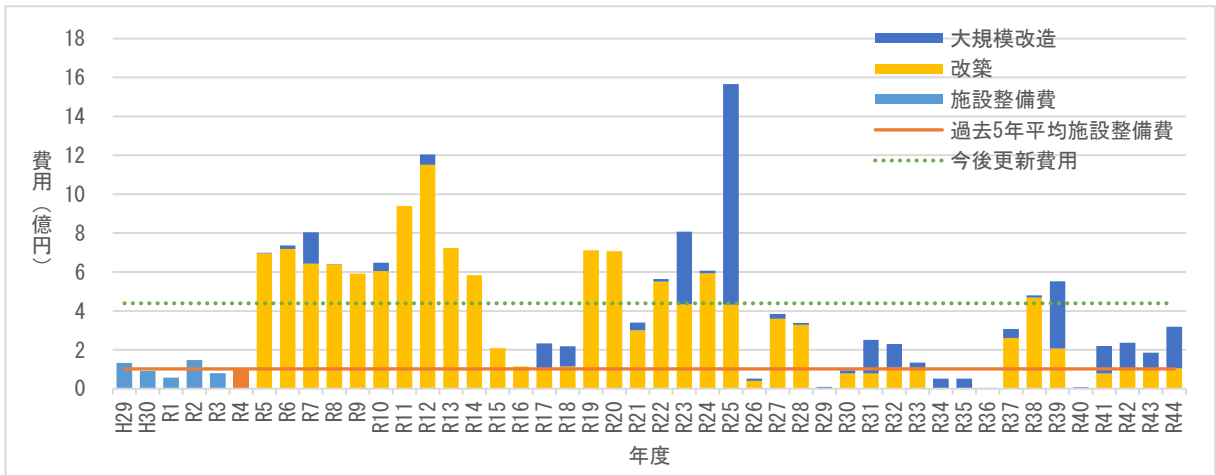
種別	既往実績 (過去5年)	今後の推計			
	年平均(A) (単位:千円)	40年累計 (単位:千円)	年平均(B) (単位:千円)	更新費用の 割合(%)	倍率(B/A) (単位:倍)
建築系公共施設	101,960	17,561,329	439,033	45.4	4.3
道路	14,281	9,276,000	231,900	24.0	16.2
橋りょう	14,297	740,087	18,502	1.9	1.3
上水道	6,031	8,625,842	215,646	22.3	35.8
下水道	785	2,299,312	57,483	5.9	73.2
街路灯・防犯灯	8,832	183,210	4,580	0.5	0.5
合計	146,185	38,685,780	967,144	100.0	6.6

(2) 建築系公共施設の将来更新費用

① 建築系公共施設の更新費用

現況で示した本村が保有する建築系公共施設の延床面積に更新単価を乗じて算定した結果、建築系公共施設の更新費用は40年間で約175.6億円、年平均約4.4億円となります。過去5年間の投資的経費の平均と更新費用の年平均を比較すると約4.3倍になります。

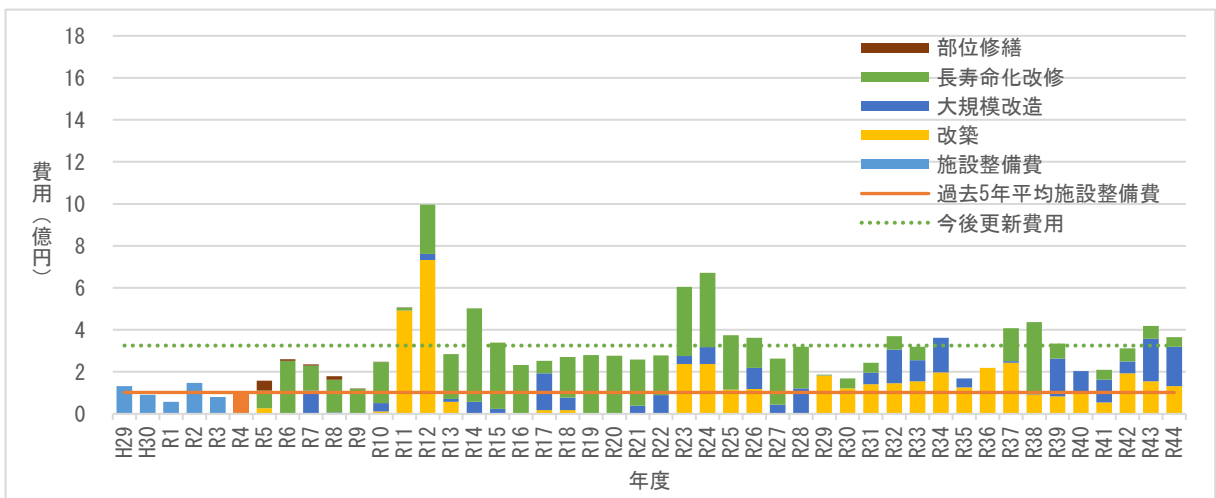
【建築系公共施設の将来更新費用推計】



② 建築系公共施設を長寿命化した場合の今後の施設維持費用の削減効果

令和2(2020)年度に策定した学校施設長寿命化計画と、令和4(2022)年度に策定した公共施設等個別施設計画で長寿命化改修を行った場合の計算値を基に、全体の公共施設の長寿命化改修費用を試算した結果が、以下のグラフになります。40年間の維持更新費用は総額130.0億円、年平均3.3億円と試算され、45.6億円の減額、年平均で1.1億円の減額となります。

【建築系公共施設を長寿命化した場合の今後の施設維持費用】



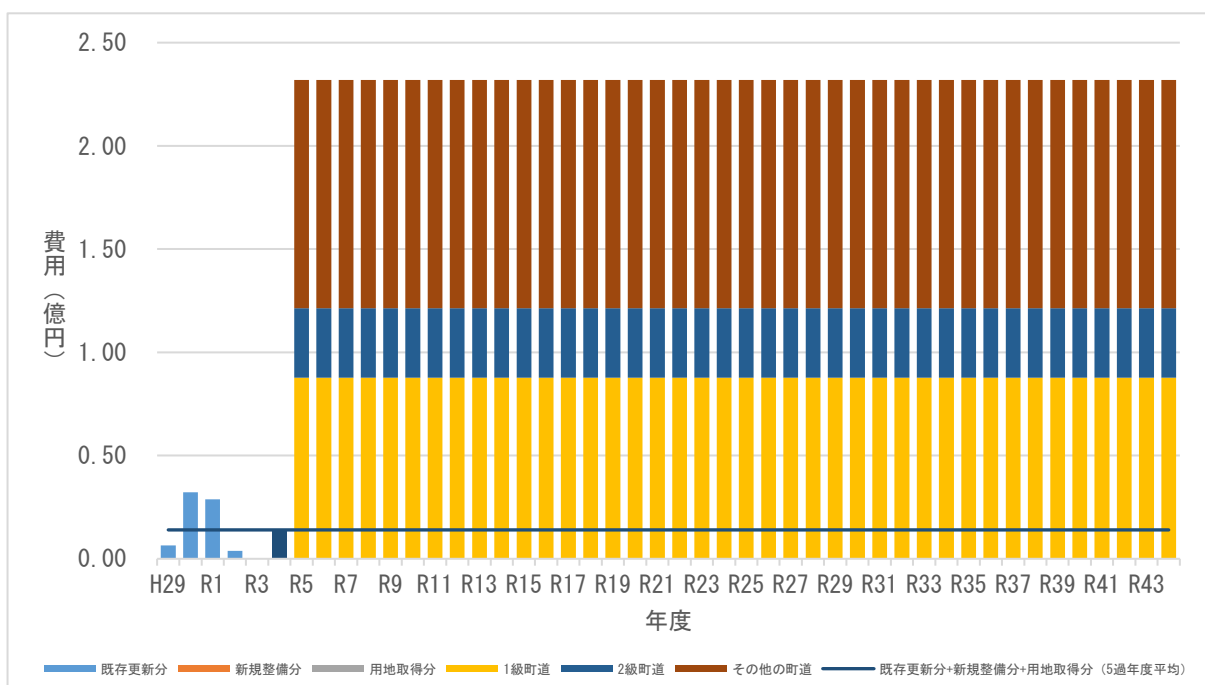
(4) インフラ系施設の将来更新費用

① 道路

現況で示した道路の面積に更新単価を乗じて算定した結果、道路の更新費用は 40 年間で約 92.8 億円、年平均約 2.3 億円となります。過去 5 年間の投資的経費と更新費用の年平均を比較すると約 16.2 倍に、過去 5 年間における新規整備は行われていないため、既存整備分との比較でも同等となります。

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に更新か所を把握することは困難です。そのため、道路の総面積を舗装部分の耐用年数で除したものを 1 年間の舗装か所の更新料と仮定しています。

【道路の将来更新費用推計】

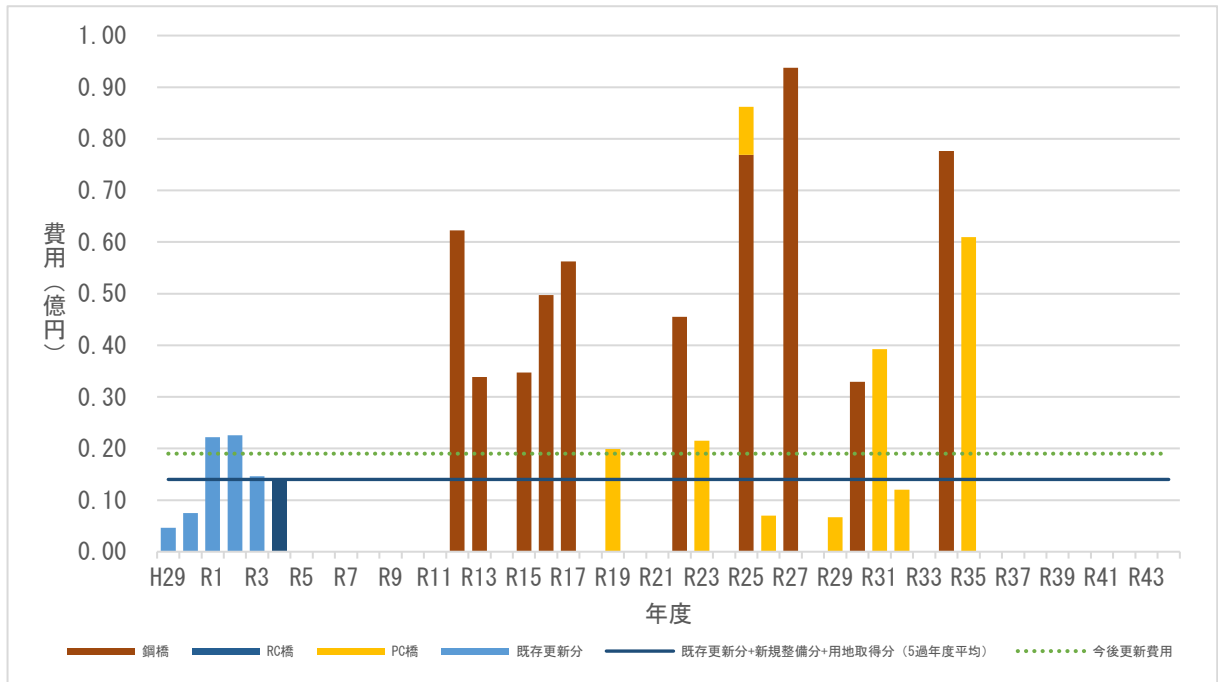


② 橋りょう

現況で示した橋りょうの面積に更新単価を乗じて算定した結果、橋りょうの更新費用は40年間で約7.4億円、年平均約0.18億円となります。過去5年間の投資的経費と更新費用の年平均を比較すると約1.3倍になります。

橋りょうについては過去5年間における新規整備は行われていないため、既存整備分との比較でも同等となります。

【橋りょうの将来更新費用推計】

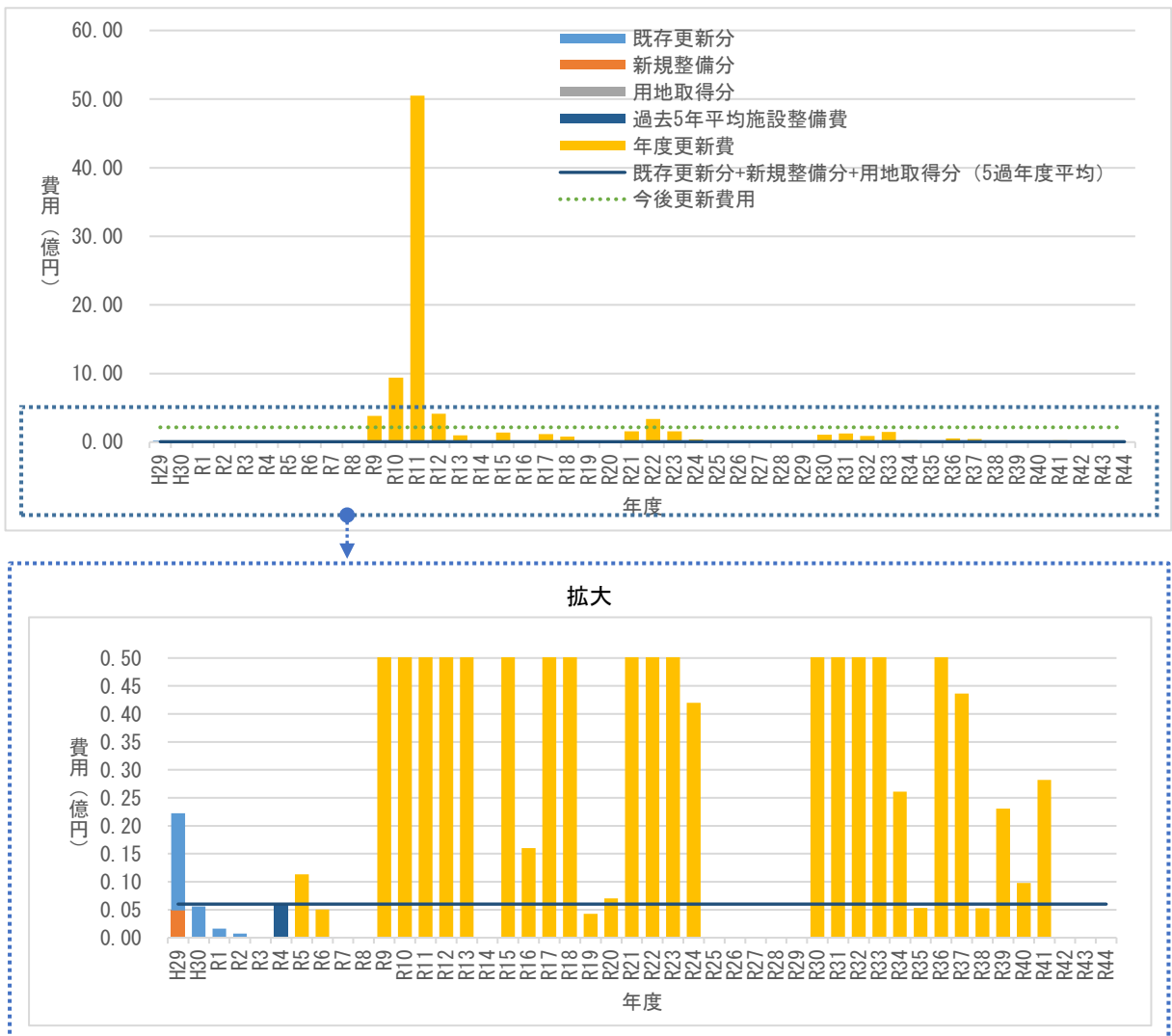


③ 上水道

現況で示した上水道の管の延長と上水道施設に更新単価を乗じて算定した結果、上水道の更新費用は40年間で約86.3億円、年平均約2.16億円となります。過去5年間の投資的経費と更新費用の年平均を比較すると約35.8倍、また、投資的経費の既存整備分のみとの比較では約42.6倍になります。

上水道管の更新については、平成元(1989)年の導水管と配水管の整備量が大きいため、40年後にあたる令和11(2029)年に同量の更新が見込まれ、突出した更新費用となっています。

【上水道の将来更新費用推計】

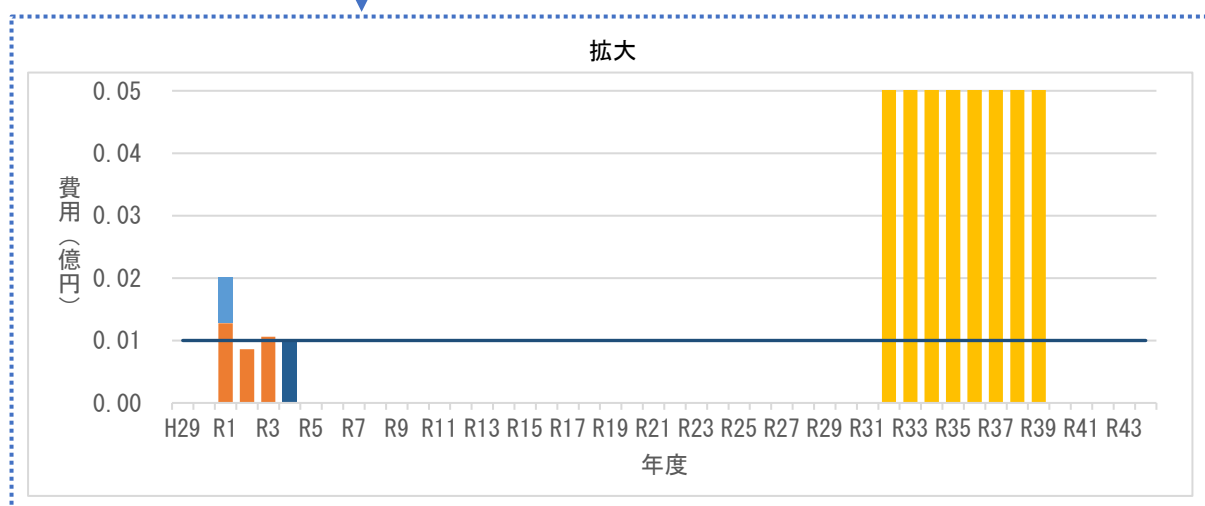
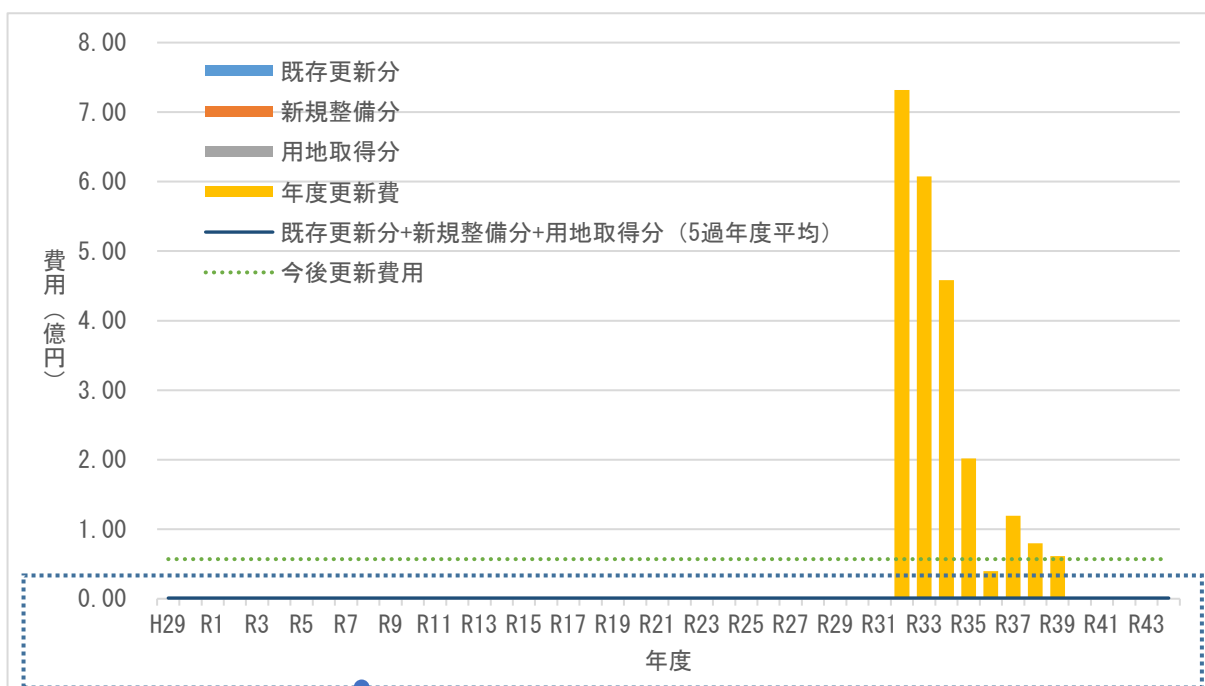


④ 下水道（農業集落排水を含む）

現況で示した下水道の管の延長と下水道施設に更新単価を乗じて算定した結果、下水道の更新費用は40年間で約23.0億円、年平均約0.57億円となります。過去5年間の投資的経費と更新費用の年平均を比較すると約73.2倍となります。

下水道については、平成12（2000）年の整備開始から22年が経過しています。今後、施設の建設から30年を迎える2030年代に関連施設の大規模改修が見込まれ、令和32（2050）年以降には布設した管の更新の発生が見込まれています。

【下水道の将来更新費用推計】

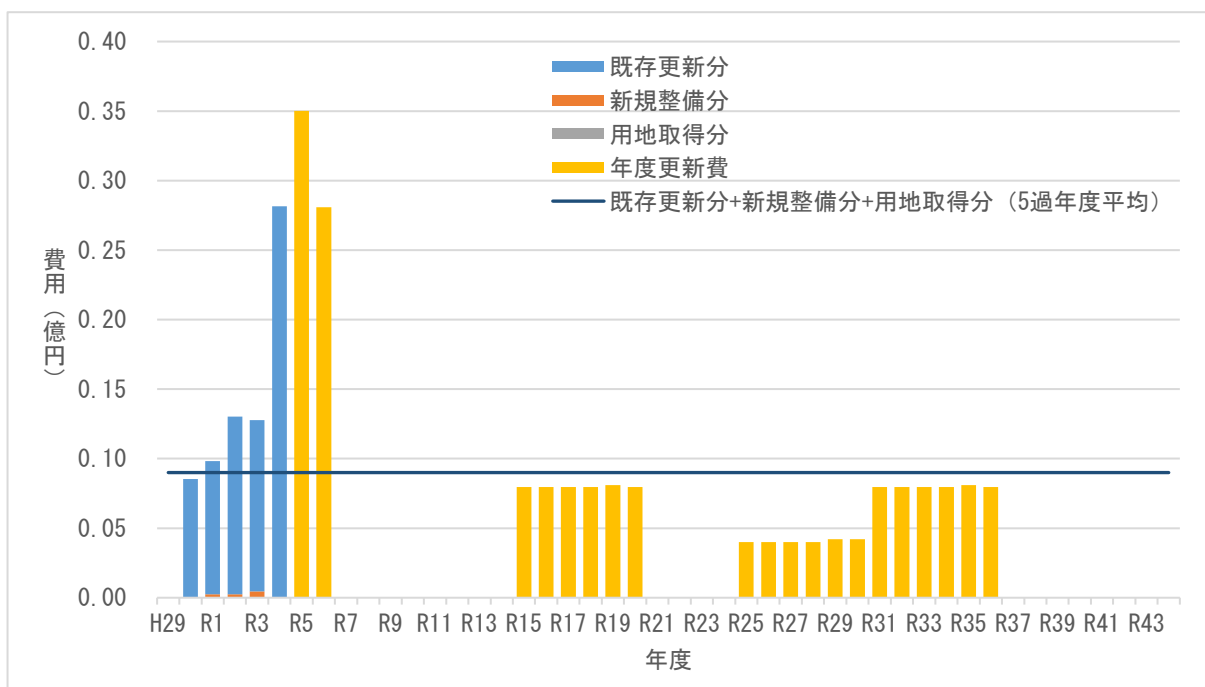


⑤ 街路灯・防犯灯

本村では街路灯・防犯灯が全 319 基あり、毎年維持更新費用が発生しています。

令和 6（2024）年で完了予定の現在の更新事業後は、支柱を 25 年、灯具を 15 年で更新すると考え、今後、街路灯・防犯灯に必要な維持更新費用は総額で 1.8 億円、年平均で 0.05 億円と想定されます。

【街路灯の将来更新費用推計】



更新費用の考え方

- ・支柱については、25 年ごとに更新 更新費用：1 か所につき 200,000 円
- ・灯具については、15 年ごとに更新 更新費用：1 か所につき 150,000 円 とする

第4章 公共施設等全体の管理に関する考え方

1. 基本的方針

公共施設等の現状と課題、各施設の更新費用等の試算結果を踏まえ、定期的に公共施設等の点検・診断を行い、異常や欠陥が発現する前に対策を講じる予防保全を実施し、長寿命化を図ります。

また、施設の適正配置や管理運営の効率化など公共サービスの適正化や施設の複合化・多機能化によるトータルコストの縮減に取り組みます。

今後、厳しさが増すと予想されている財政状況に対応すべく、各施設の更新については「戦略的な施設経営」に基づく計画的かつ効率的な運営に努め、人口減少や少子高齢化など人口構造の変化に対応した住民サービスの維持・向上に努めます。

また、PPP/PFI^{*}などの公民連携の手法と民間の資金やノウハウを取り入れながら、人口減少や少子高齢化、防災など社会経済情勢の変化に対応する住民サービスのあり方について検討を進めるとともに、将来更新費用の縮減等による財政負担の軽減と住民サービスの維持・向上に努めます。

※PPP (Public Private Partnership : 公民連携による公共サービスの提供)
/PFI (Private Finance Initiative : 民間主導による公共サービスの提供)

2. 整備・管理に関する考え方

① 新規整備の熟考

既存施設の長寿命化のための維持管理を適切に行うとともに、有効活用を推進し、新規施設整備は原則として見合わせるものとします。

新規施設整備が必要な場合は、中長期的な検討を十分に行い、費用対効果を考慮した上で、厳選して整備を行います。

② 施設の複合化・多機能化

施設の建替えによる更新の際には、元となる施設の機能を維持した上で複合化・多機能化の可能性を検討し、施設機能の集約化を図っていきます。

また、複合施設においては、管理運営の一元化・効率化についても検討していきます。

③ 施設保有量の適正化

施設用途が重複している施設や、分野を超えて重複している機能については、施設機能の統合や整理について検討し、施設総量の縮減を図っていきます。

また、稼働率・利用率の低い施設については運営改善に取り組みます。その上で稼働率・利用率がなお低い場合は、施設の必要性や位置している地域の実情を考慮した上で、統合・整理を検討します。

④ 改修・更新コスト、管理運営コストの縮減

PPP／PFIなどの民間活力を活用し、施設の機能・サービスを維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減を目指します。

⑤ ライフサイクルコストの縮減

各施設については予防保全の実施により、施設及び設備の老朽化の早期発見と修繕に努め、計画的かつ効率的な改修・更新を実施することで、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

道路、橋りょう等のインフラ系施設についても、老朽化の早期発見と修繕に努め、安全性を確保した長寿命化を図り、計画的かつ効率的な改修・更新を実施することで、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

⑥ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等を修繕・更新する際には、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を必要に応じて実施することで、公共施設等の性能の確保に努めます。

⑦ 脱炭素化の推進

本村は、令和 4（2022）年 1 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、地球温暖化の最大の原因である二酸化炭素の排出量の削減など脱炭素化に向けた取り組みの一環として、今後策定する各種計画の内容を踏まえながら、公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、グリーンインフラ^{*}など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なむらづくりと地域活性化を目指します。

脱炭素化の推進に向けて、本村は

- 太陽光発電の導入
- 建築物におけるZEBの実現
- 省エネルギー改修の実施
- LED照明の導入

等の事業に、率先的に取り組みます。

^{*}自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方

3. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

① 点検・保守

建物は、数多くの部品、部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

② 施設の診断

ア 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

イ 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 維持管理・修繕

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

② 更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していく予防保全が重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。具体的な計画となる個別施設計画や長寿命化修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行って更新の理由を明確にする

必要があります。

更新する場合は、むらづくりの将来像や村の関連計画との整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と、公共施設が保有する資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

次表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性、構造及び外部仕上げが挙げられます。

(4) 耐震化の実施方針

本村では、老朽化等の緊急性の高い既存建築物について耐震診断・改修を行っています。

今後も、施設の老朽化や耐震基準の改正など、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施し、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応していきます。

また、その際において、構造部分の耐震性のほか、非構造部分（建物の強度に影響のない壁や天井等）の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用を想定した十分な検討に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

① 総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・診断・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、さらに定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合か所を是正することです。

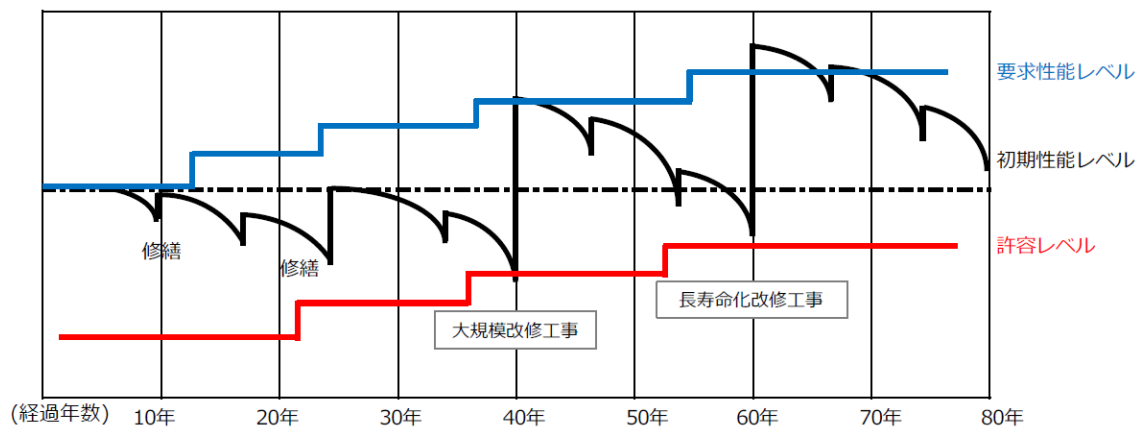
② 計画的な保全、長寿命化計画

施設は建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経過するにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに施設の寿命を延ばすには、長寿命改修工事が必要となります。

本村の公共施設では、建替え周期は大規模改修工事を経て80年まで長期使用し、コストを削減することを検討します。

【長寿命化における経過年数と機能・性能（鉄筋コンクリートの場合）】

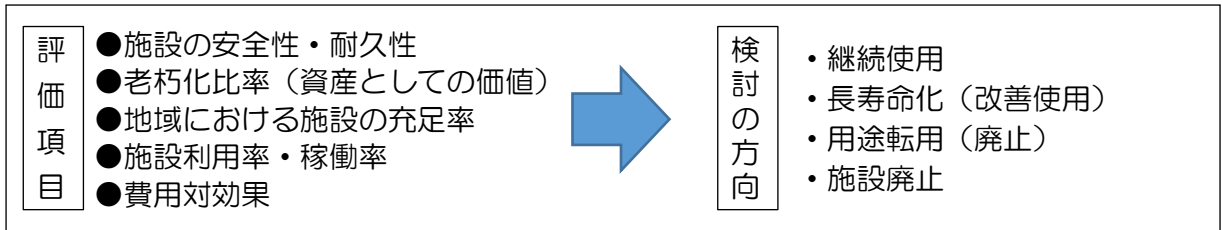


インフラ系施設については、定期的な点検・診断や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。既に長寿命化計画が策定されている橋りょう等については、内容を十分に踏まえ、全庁的な観点から整合を図りながら、公共施設のマネジメント全体として推進していきます。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化修繕計画については、本計画における方向性との整合を図るものとします。

(6) 統合・廃止等の実施方針

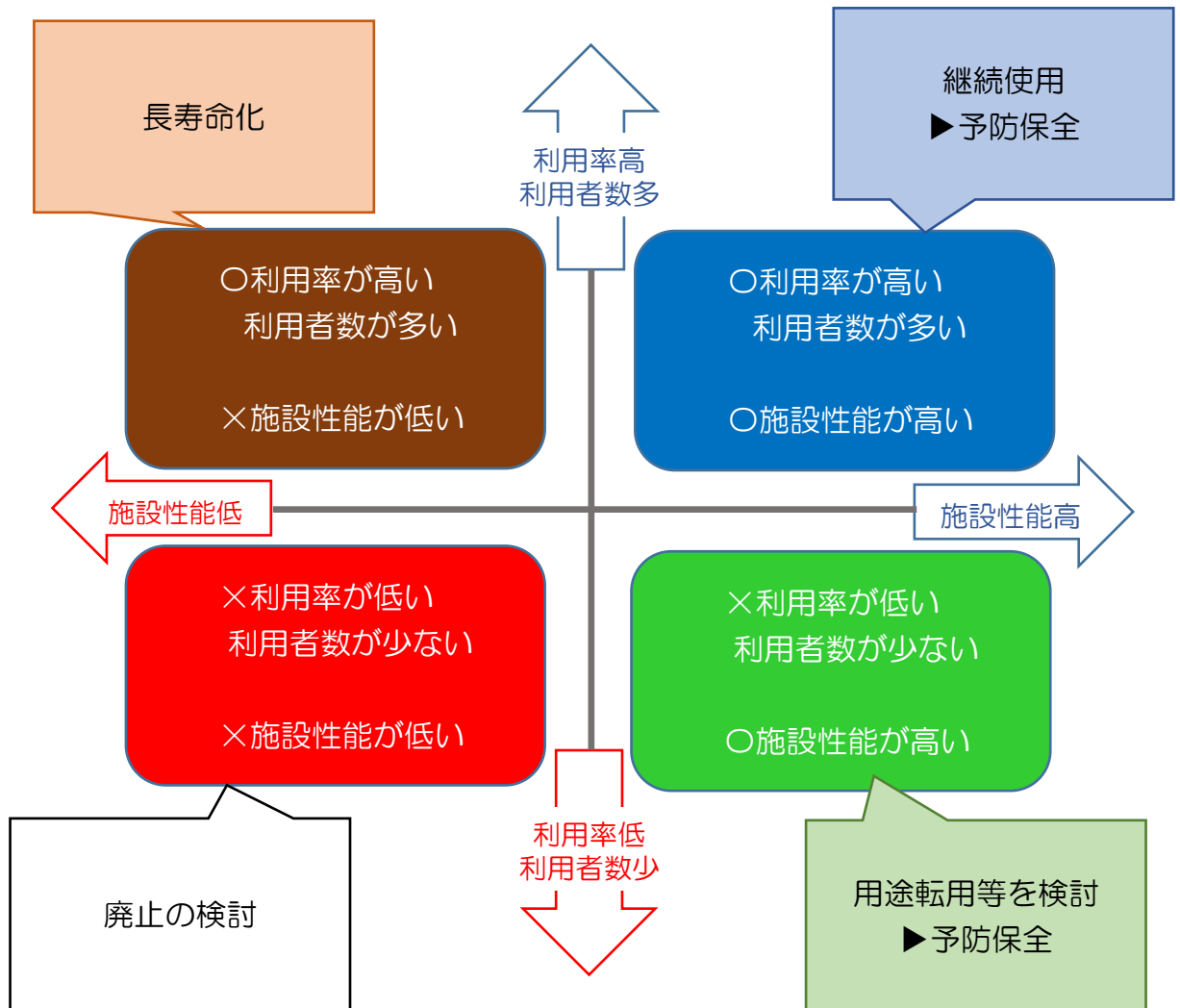
住民サービスについて一定の水準を確保しつつ、公共施設等の統合や廃止の推進に向けた施策を検討します。そのためには、多角的な視点で、施設を評価する必要があります。特に施設の統合や廃止で住民サービスの水準低下が伴うことに対しては、その影響を最小限に留めることを念頭に置き、住民合意の形成を図っていきます。



施設を評価するにあたっては、施設で行われているサービスに関する評価と、建物の状態に関する評価を行い、総合的な検討を行っていきます。

なお、各施設の存続や廃止については、個別施設計画にて具体的な施設の検討を行い、判断していくこととします。

【施設評価の基本的なフロー】



検討結果と今後の方向性

検討の方向	今後の方向性	
	施設面	ソフト面
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的・効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
長寿命化	・長期修繕計画の策定	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等 等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの 充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	
	・建替え更新時の規模縮小の検討	
	・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	
用途転用	・空いた施設の利活用(他用途への変更、民間への 貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転 (サービス転化)等を検討
廃止の検討	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転 (サービス転化)等を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却を検討	

(7) 管理の実施体制の実施方針

公共施設等を一元的に管理する体制を構築するとともに、点検・診断等の方法や予防保全型維持管理の考え方等の研修を関係者に実施していきます。

(8) 対策の実績

建築系公共施設である村営住宅、インフラ系公共施設である橋りょうについては、これまで個別の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な長寿命化改修を進めています。

また、令和4(2022)年度においては、用途が廃止され、活用の見込みのない村民文化系施設等計7施設の整理(民間売却)を行いました。

第5章 公共施設等総合管理計画の実施体制

1. 情報管理と推進体制の構築

<p>① 施設情報の一元化</p> <p>本計画の推進は、総資産量を把握し全体を一元的に管理しながら、組織横断的な調整機能を発揮しつつ進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行います。</p>
<p>② 横断的な推進体制</p> <p>各公共施設等の所管課による縦割りの管理運営ではなく、公共施設等を総合的かつ計画的な視点で管理運営する横断的な組織体制の構築が必要となります。</p> <p>ここでは、一元化された情報を基にして施設管理の基準の設定や各数値目標を明示するなど情報やノウハウの共有化を図ります。</p>
<p>③ 職員研修</p> <p>全庁的に本計画を推進していくには、公共施設やインフラの現状、本計画の導入意義を十分理解し、職員一人一人が公共施設等を「賢く使うこと」の意識を持って取り組んでいく必要があります。各公共施設等について経営的視点に立った総量適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、住民サービス向上のために社会構造の変化や住民のニーズに対応できるような創意工夫を実践していくことが重要です。</p> <p>そのためには、研修会等を通じて職員の意識啓発に努め、本計画のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。</p>

2. 個別施設計画の策定

本村の保有する施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした概算費用の算定や基本の方針等を明記する個別施設計画を策定します。施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図り、厳しい財政状況の中での計画的投資を推進します。

個別施設計画で示す項目

① 公共施設の個別施設計画の背景と目的等

個別施設計画策定の背景と目的、計画の位置付け、計画期間、対象施設のリストアップ、目指すべき姿について、今後の施設整備の基本的な方針等を考慮の上設定する。

② 実態把握

現状の施設の運営状況、活用状況の実態と、老朽化状況の実態を調整し、課題を整理する。

③ 基本的な方針

長寿命化改修の考え方を示し、目標使用年数等を設定する事で、改修等の基本方針を立てる。

また、施設整備の水準や再編の考え方について、施設利用状況を分析し、設定する。

④ 個別施設計画の策定・運用

改修等の優先順位の設定と、具体的な実施計画を策定する事により、今後の維持更新費用の見通しと長寿命化の効果を示す。

さらに計画策定後の継続的運用方針について、推進体制の整備、フォローアップ実施等の方針を設定する。

3. 財政との連携

長期的な視点による施設整備・管理運営等のマネジメントも、財政措置があってはじめて実行することができるものであり、効果的かつ効率的な管理を実施していくためには、事業担当部署との連携が必要不可欠です。

そのため、本計画の導入により、新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、本計画による事業優先度判断に応じた予算配分の仕組みづくりについて今後検討していきます。

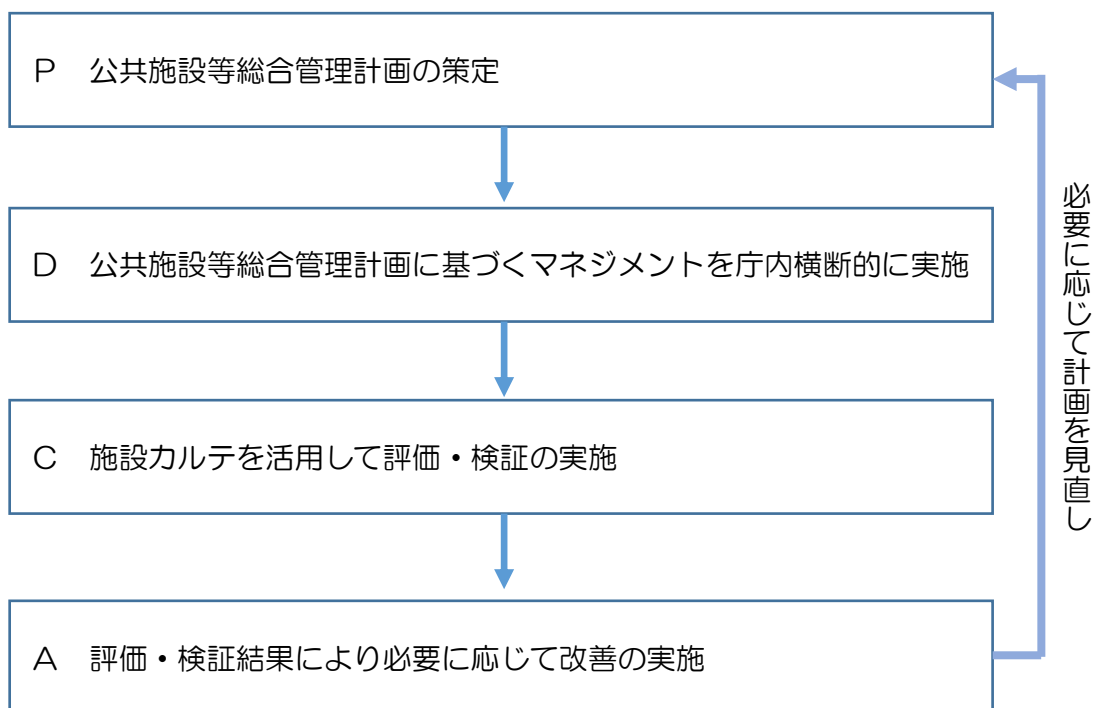
4. 地方公会計の活用

公共施設等に関する情報は財務会計システムなどを活用して、全庁的に一元管理するとともに、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づく公共施設管理を進めていきます。

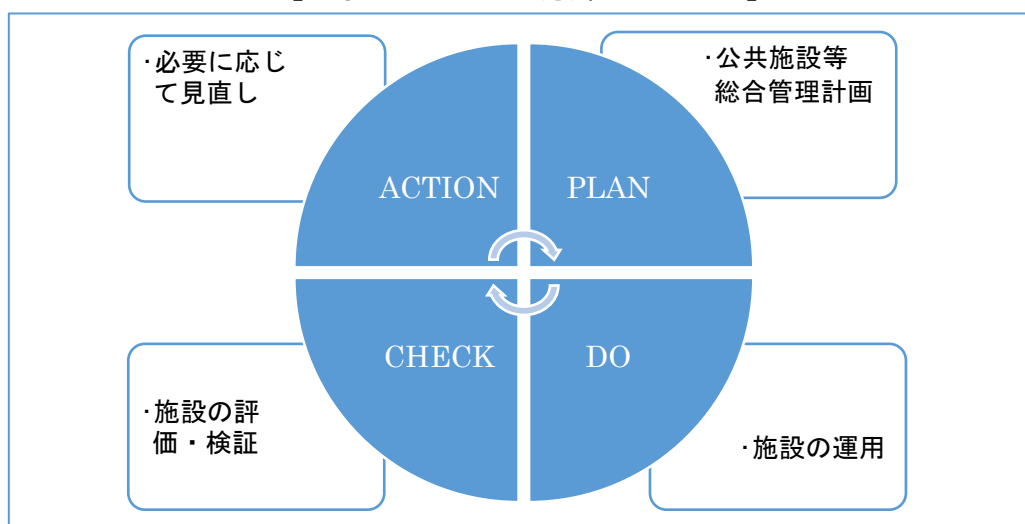
5. フォローアップの実施方針

本計画は以下の手順でフォローアップを実施します。

計画・実行・評価・改善といったPDCAサイクルを確立し、的確な管理計画の策定と着実な実行、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて計画を見直します。



【フォローアップの方針のイメージ】



6. 村民との協働

将来の公共施設等のあり方について、村民と村が公共施設等に関する現状と課題や問題意識を共有し、幅広く議論をしていくことが必要かつ重要と考えられることから、広報等による施設情報の公開や維持管理への参画等により、村民の理解と協働を推進します。

公共施設等を用いたサービス提供に至るまでの過程において、村民と村の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

公共施設等における行政サービスについては、その有効性を高めながら、維持管理の成果や利活用状況に関する情報を村民へ向けて提供します。

また、公共施設等の統合や廃止は、住民サービスの水準低下を伴うことがあります。それを最小限にするために、住民合意の可能性を検討する必要があります。

第6章 施設類型別の管理に関する考え方

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的方針

(1) 学校教育系施設

- 各施設については、長期に渡って継続的に使用していくための定期的な修繕による維持管理を行うとともに、計画的に改修及び建替えの時期を検討していきます。
- 村内唯一の小学校・中学校・高等学校であり、統合・廃止については検討していませんが、児童数・生徒数の今後の推移に配慮しながら、適切な規模となるよう検討していきます。
- 給食センターについては、計画的かつ効率的に維持・管理を行いながら施設の長寿命化に努めていきます。

(2) 公営住宅

- 住宅として安全・安心であることを最優先とし、継続的に使用できるよう、計画的かつ効率的な修繕と改修・建替えに取り組んでいくとともに、高齢化や人口減少などによる住宅の需要の変化を見据えながら、適切な規模と配置・機能となるよう見直しを進めていきます。

(3) 村民文化系施設

- 村民文化系施設のうち、三ノ原小学校校舎及び体育館は、民間へ譲渡したため今後の施設関連経費はかかりません。三ノ原五輪会館及び留寿都へき地保健福祉館は、維持管理を適正に行いながら、長寿命化を図り継続利用します。

(4) 社会教育系施設

- 社会教育系施設のうち、郷土資料保管庫については、民間へ譲渡したため今後の施設関連経費はかかりません。留寿都村公民館については、今後役場庁舎改築に合わせ、利用状況等に配慮し、適正規模での改築を検討します。

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

- スポーツ・レクリエーション系施設のうち黒田芸術交流センターは、民間へ譲渡したため今後の施設関連経費はかかりません。また留寿都村武道館については、他の施設の改築に合わせ機能を継承し、除却を検討します。その他の施設については、維持管理を適正に行いながら、長寿命化を図り継続利用します。

(6) 産業系施設

- 産業系施設のうち肥育牛舎、育成牛舎及び機械器具庫については、民間の維持管理に移行しているため、今後の施設関連経費はかかりません。牧場 D 型ハウスは築46年が経過し、老朽化が進んでいることから、除却を検討します。その他の施設については、維持管理を適正に行いながら、長寿命化を図り継続利用します。

(7) 子育て支援施設

- 子育て支援施設は、るすつ子どもセンターぽっけのみですが、築年数も浅いことから、維持管理を適正に行いながら、長寿命化を図り継続利用します。

(8) 保健・福祉施設

- 保健・福祉施設の高齢者生活支援ハウスは、補修必要性が高い部位の修繕等を行いながら、長寿命化を図り、継続利用します。

(9) 医療施設

- 医療施設のうち留寿都診療所については、築41年が経過していることから、現状の医療体制等の状況にあった施設への改築を検討します。歯科診療所については、維持管理を適正に行いながら、長寿命化を図り継続利用します。

(10) 行政系施設

- 役場庁舎関連の行政系施設については、旧耐震の建物であり、築年数も長く老朽化が進行していることから、住民サービス機能の再編を含め適正規模での改築を検討します。災害備品格納庫兼事務所及び除雪車庫については、維持管理を適正に行いながら、長寿命化を図り継続利用します。

(11) 供給処理施設

- 供給処理施設については、老朽化等で補修必要性が高い施設の部位修繕等を行いながら、長寿命化を図り、継続利用します。

(12) その他施設

- 各その他施設のうち、築年数が40年を超えている一部の教員住宅については、除却を検討します。また一部の教員住宅は、民間へ譲渡したため、今後の施設関連経費はかかりません。留寿都火葬場は、老朽化により用途を廃止した施設なので、将来の除却を検討します。それ以外の建物については、維持管理を適正に行いながら、長寿命化を図り継続利用します。

2. インフラ系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 道路

- 安全の確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつ道路全体の最適化を図ります。改修時期の検討や定期点検等が必要であり、各道路の利用状況や老朽化状況を見据えながら、予防保全型を基本とした維持管理について計画的かつ効率的に行っていく必要があります。
- 今後、整備が必要となる道路については、整備による効果が大きい路線を優先的に整備することを基本として、財政状況・将来投資見込みとの整合性を図りながら優先順位を定めま

(2) 橋りょう

- 安全の確保を最優先とし、良好な状態を保ちつつ橋りょう全体の最適化を図ります。改修時期の検討や定期点検等が必要であり、各橋りょうの利用状況や老朽化状況を見据えながら、維持管理について計画的かつ効率的に行っていく必要があります。
- 各橋りょうの改修及び修繕については「留寿都村橋梁長寿命化修繕計画」（令和4年11月策定）により計画的かつ効率的に行っていきます。
- 「留寿都村橋梁長寿命化修繕計画」によると、予防修繕シナリオ（損傷が小さい段階から計画的に修繕する）とした場合、大規模修繕シナリオと比較して、大幅な維持管理費の縮減効果があるとされています。

(3) 上水道・上水道施設

- 各上水道施設については、定期的な点検・診断と維持管理により、設備機器類の長寿命化を図っていきます。
- 管路の接続や更新については、改修時期の検討や定期点検等による適正な維持管理を計画的かつ効率的に実施していきます。
- 管路の更新にあたっては、安全性を考慮した上で、より耐久性が高いものへと適時更新を行っていきます。

(4) 下水道・下水道施設

- 各下水道施設については、定期的な点検・診断と維持管理により設備機器類の長寿命化を図っていきます。
- 管路の接続や更新については、改修時期の検討や定期点検等による適正な維持管理を計画的かつ効率的に実施していきます。
- 管路の更新にあたっては、安全性を考慮した上で、より耐久性が高いものへと適時更新を行っていきます。

(5) 街路灯・防犯灯

- 街路灯については、維持管理費の削減と、使用電力量の削減に考慮し、順次LED化を図っていきます。

- LED化を完了した防犯灯、街路灯本体及び分配盤等については、改修時期の検討や定期点検等による適正な維持管理を計画的かつ効率的に実施していきます。

(6) その他のインフラ施設

- 本村の防災広報無線施設は、村内全域に渡り、全17か所設置されています。今後防災無線システムのソフト転換に合わせ、各屋外施設のあり方についての検討を行い、将来的な除却についても検討します。

留寿都村公共施設等総合管理計画 [概要版]

平成 29 年 3 月策定

令和 5 年 1 月改定

発行：留寿都村

編集：留寿都村総務課財政係

住所：〒048-1731 北海道虻田郡留寿都村字留寿都 175 番地

Tel：0136-46-3131

Fax：0136-46-3545

Mail：s-soumu@vill.rusutu.lg.jp